

裏面もあわせて、本書面の
内容を十分お読みください

電力ご契約にかかわる重要事項（締結後）

ご使用者の申し込み内容

契約種別	☐ プランⅠ	☐ プランⅡ	☐ プランⅢ①	役務提供の種類
契約内容	A	kVA	kW	電力の供給
契約年月日	2 0 年 月 日			
供給開始日	2 0 年 月 日			
供給地点特定番号				

ご使用者

様

担当

電気事業法、および、特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）に基づき、ご使用者に内容をご説明し、書面の交付をいたします。

1. 電力料金メニューについて

ご使用者がご契約いただく電力料金メニューは、次のいずれかとし、「ご使用者の申し込み内容」に記載の通りです。

- ※ 当社のガスをお使いのご使用者のみお申し込みができます。
- ※ 同一需要場所で、プランⅠとプランⅡは同時にはご利用できません。
- ※ プランⅢ①において、力率は85%以上といたします。
- ※ 接続送電サービス単価、発電側課金および容量拠出金は含まれています。
- ※ 燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれておりません。

種別	区分		料金（税込）
プランⅠ	基本料金（円／月）	契約電流 30 A	844. 20
		契約電流 40 A	1, 091. 70
		契約電流 50 A	1, 370. 30
		契約電流 60 A	1, 648. 90
	電力量料金（円／kWh）	0kWh ～ 300kWh	23. 34
		301kWh ～	27. 08
プランⅡ	基本料金（円／月）	契約容量 1 kVAにつき	278. 70
		1 契約につき	165. 00
	電力量料金（円／kWh）	0kWh ～ 300kWh	23. 61
		301kWh ～	26. 25
プランⅢ①	基本料金（円／月）	契約電力 1 kWにつき	990. 00
	電力量料金（円／kWh）		15. 59

2. ご契約の成立および契約期間について

- (1) 供給契約は、ご使用者の供給契約の申し込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行った時に成立いたします。

- (2) 契約期間は、供給契約が成立した日から、供給契約が解除その他の事由により終了した日までといたします。

3. 供給開始予定日について

- (1) ご使用者の供給契約の申し込みを承諾したときには、ご使用者と協議のうえ供給開始予定日を定めます。なお、供給開始日は、電力広域的運営推進機関から供給開始日の通知を受けた後に改めて書面にてご使用者にお知らせいたします（お申し込み時のご使用者情報の誤り等があった場合には、所定の手続きに時間を要することがあります。その場合は、供給開始予定日に供給を開始できない場合があります）。
- ※ ご希望の供給開始日をご指定いただいても、その日から供給を開始することはできません。
- (2) ご使用者の電力メーターがスマートメーターでない場合には、供給開始にあたり、当該一般送配電事業者がスマートメーターに取り替えに伺います。なお、取り替えにかかる費用は無料です。メーター交換時に、一時的に停電する場合があります。

4. 他の小売電気事業者からの当社への切り替えについて

他の小売電気事業者から切り替えて当社の電力をご契約いただく場合には、契約の解除に伴う不利益事項が発生する場合があります。他の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

5. ご契約内容について

ご契約いただく電力料金メニューや、契約電力、契約電流または契約容量は、ご使用者のお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。契約電力、契約電流および契約容量の詳細は、当社の定める電力供給約款をご参照ください。

6. 使用電力量の計量方法について

使用電力量は、当社が当該一般送配電事業者から受領した、ご使用者の供給地点にかかる30分毎の接続供給電力量といたします。

7. ご請求金額の計算方法等について

- (1) 月々の電力料金は、契約電流、契約容量または契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。①②の単価については、当社ホームページをご確認ください。
- ① 燃料費調整額とは： 電力をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格は、市場や為替などの外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電力料金を調整するしくみです。
- ② 再生可能エネルギー発電促進賦課金とは： 再生可能エネルギーによって発電された電力について、国が定めた単価により購入し、電力事業者が購入に要した費用については、電力を利用する全てのご使用者に、賦課金として、電力のご使用量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。

<計算方法>（電力料金、燃料費調整単価は税込）			
電力料金	=	基本料金	+（電力量料金 ± 燃料費調整単価）×ご使用量
			+ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ご使用量
燃料費調整単価	=	（平均原油価格×0. 0275 + 平均液化天然ガス価格×0. 4792 + 平均石炭価格×0. 4275 − 45, 900）× 0. 233 ÷ 1, 000	

- (2) 料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。また、お引越し等により、計量期間等が1か月に満たない場合、基本料金は日割計算いたしますが、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金はご使用量に応じたものであるため日割計算は行いません。

8. 支払期日について

支払期日は、支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して30日目といたします。

9. 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vといたします。周波数は、60Hzといたします。

10. 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他ご使用者の都合による契約内容の変更により、工事費等の負担金が発生した場合は、当該一般送配電事業者が算定した費用を当社がご使用者に請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。

11. お支払い方法について

料金については毎月、次の方法によりお支払いいただきます。

- ・ 口座振替支払のみ（ガス料金と同一の、金融機関口座）

12. ご契約の変更または解除、およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更またはご契約の解除をご希望される場合には、当社問い合わせ先へお電話をいただくか、または来社していただきます。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う契約の解除については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。

- (3) ご使用者が契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電力の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合は、当社は供給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費を精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

13. 当社からの申し出による契約の解除に関する事項について

- (1) ご使用者が、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。
- ① 支払期日を経過して、なお、電力料金のお支払いがない場合
 - ② 他の供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期日を経過して、なお、お支払いがない場合
 - ③ 電力供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（工事費負担金その他電力供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）のお支払いがない場合
 - ④ ご使用者がその他電力供給約款に反した場合
 - ⑤ ご使用者がガス供給を停止された場合、またはガスに関する契約を解除した場合
 - ⑥ 倒産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停の申し立てをし、または第三者からこれらの申し立てを受けた場合
 - ⑦ 差押え、仮差押え、仮処分または強制執行を受けた場合
 - ⑧ 支払停止もしくは支払不能に陥った場合、または手形交換所から警告もしくは手形不渡処分を受けた場合
 - ⑨ その他供給契約の条項に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合
- (2) ご使用者が当該一般送配電事業者から電力の供給を停止され、当社の定めた期限までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解除することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。

14. 違約金について

ご使用者が不正に電力を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。不正に使用した期間が確認できない場合は、12か月以内に当社が決定した期間といたします。

15. 電力の使用に伴うご使用者の協力について

電力の使用にあたり、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、次の事項等を遵守していただきます。それに伴い、当社または当該一般送配電事業者からご使用者に次の事項等へのご協力をお願いする場合があります。詳細は、当社の定める電力供給約款6(4)、24、34(3)、38(4)、(5)および41をご参照ください。

- ・ ご使用者の承諾を得た上で、当該一般送配電事業者が必要な業務のために実施するご使用者の土地・建物への立ち入り
- ・ ご使用者の電力のご利用に伴い、他者の電力の使用を妨害する恐れがある場合の、電力の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ・ 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはご使用者が電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知
- ・ ご使用者の電力のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ・ 電力の供給および保安上の必要がある場合に、当該一般送配電事業者が電力の供給を停止する場合であって、当該一般送配電事業者が、自らの供給設備またはご使用者の電気設備において、適切な処置を行う場合におけるご使用者の協力
- ・ 異常渇水等により電力の供給上やむを得ない場合等、当該一般送配電事業者が託送供給等約款にもとづき供給時間中に電力の供給を中止し、またはご使用者に電力の使用を制限し、もしくは中止していただく場合におけるご使用者の協力

16. 信用情報の共有について

ご使用者が、電力供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、ご使用者の氏名、住所、支払状況等の情報（ご使用者を識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

17. お申し込みおよび各種お問い合わせ

大垣ガス株式会社（登録番号A 0 1 4 4）

代表取締役社長 上田元久

本社所在地： 岐阜県大垣市寺内町3丁目67番地

電子メール： ryoukin@ogakigas.co.jp

電話番号： 0584-78-9131（対応時間：平日9時～17時）

ファックス： 0584-78-9135

18. その他

上記に記載の無い事項の取り扱い、当社の定める電力供給約款によります。

クーリング・オフについて

次のことは、お客さまが、特商法に定める訪問販売または電話勧誘販売により契約された場合のみ適用となります。

- (1) 本書面（既に契約のお申し込みを行っている場合で、特商法に基づく書面を受領している場合にあっては、当該書面）を受領された日から8日を経過するまでは、お客さまは書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うことをいいます。）で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。

その効力は、書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生いたします。

- (2) クーリング・オフを行う場合、お客さまは次のことが保障されます。

- ① 契約の解除に伴う損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- ② 既に提供を受けた役務の対価は当社が負担いたします。また、すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
- ③ 既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、すみやかにその全額の返還を受けることができます。
- ④ 引き渡された商品を使用し、または権利を行使した場合でも当該使用または権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。
- ⑤ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

- (3) 上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、当社が威迫したことによりお客さまが困惑しクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その際にその内容について、説明を受けた場合において、当該書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。